

## 北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」の計画期間の延長について

R3.9.13

## 1 概要

国は、本年 8 月、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を一部改正し、令和 4 (2022) 年度を終期としている健康日本 21 (第二次) の期間を 1 年間延長することを決定。

本決定を踏まえ、北海道健康増進計画も計画期間を 1 年延長し、令和 5 年度を終期とする。

## 【延長理由】

令和 6 年度から新たな計画期間に入る医療計画や医療費適正化計画、介護保険事業支援計画と計画期間を一致させ、自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を実施する。

## 【現計画の目標年度及び数値目標】

今回の改正により、健康日本 21 (第二次) の計画期間は、平成 25 年度から令和 5 年度末までの 11 年間となるが、目標年度と数値目標は現行のまま変更しない。

→目標を再設定する必要はなく、従前からの目標達成に向けて取組を継続